

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

日米合同委員会の合意では、在日米軍が日本の航空法と同様の高度基準を守ることを定めているが、過日、米軍嘉手納基地第 353 特殊作戦群の MC-130 J 特殊作戦機とみられる大型機の低空飛行訓練が、慶良間諸島をはじめ国頭村、大宜味村など県内各地で相次いで確認されている。当市においても、豊原区を含めた市内各地で米軍航空機の低空飛行が住民によって目撃されている。

民間地域上空及び近海での低空飛行は、技能の錬成のためとは言え一歩間違えれば人命に関わる重大事故につながりかねず、いつ発生するか分からない事故に対し地域住民は大きな不安にさいなまれており、キャンプ・シュワブを抱え、日頃から騒音被害等に悩まされている地元住民にさらなる苦痛を与えていることは大変遺憾である。

これまで、沖縄県議会をはじめ、他市町村議会における地域住民の平穏な生活を脅かす低空飛行に対し即時中止を求める抗議決議に対しても、その再三の抗議を無視した低空飛行訓練の強行は「住民を軽視している」としか思えず、「米軍の飛行訓練は、日米安保条約の目的達成のため重要だ」とする政府見解は市民・県民の声を一顧だにせず、到底容認できるものではない。

よって、名護市議会は市民・県民の生命・財産を守る立場から、繰り返される米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍航空機による傍若無人な低空飛行を即時中止すること。
- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に改定し、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 4 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、
沖縄防衛局長